壬戌湯錄

大正十一年八月上浣起筆

五

特別
イ4
1919
346

176614
~~176613~~

壬戌陽録

大正十一年八月上浣起筆

○前書に大戦後世界の変化の二三を列挙してゝ之れを出きつけて置いたが、又一二を出きつく

一、傭人と休養と共に重大なる必要にして種々の店舗かりを定めて店を閉ち休業することゝなり、比、店を休むと毎の暇の休日なり月に二回位休日を設けたるも多くは店鋪の方針と為すべきも閉ちて居つて大変なるべし

で七日のつく祭ひなる肉を喫らぬ日や酒

38- 9135

を見られるまでも地の為めおのづから出来た
来た工場をもたれば大抵日曜休日とする様に
なつて来た

一西洋の働き方はデーと標榜して賃金
高価をやることの行はれて来た、昨日（八月一日）
を節約デーといふのも可成その日丈け浪
費を節約することゝ、各種の賃金
の受入を忙はしくしようといふ、前のうるさ
くもつて居るのも安全デーといふも
あるが其日を物と浪費せず火の元に注意を
火災を起さないよう様につとめるといふ様な
意味で行はれて来た

一小作人地主との間のこうくつ、
政府の変化の為めに先づ煙火の
巻り小作争議の様況ひある統果土
地の荒蕪と帰し（田圃に草木を植ゑて
所もあると云ふ）土地人のワルサとして他の
耕作と土地目当の為つたとゝぬと、がうス
の物を田地に蒔くものもあるとの、近と各
地に蔓延の様況、中には荒廃の土地を
思ひ切つて無償で小作人に與へんとするものもある
其の美行として新聞紙に称さるゝのも
之れ等の働きのもチラホラある
一市豪の社会的貢献と称して資産の或る

部分を割いて社会事業に寄附することや
別荘や不用の抱地をも開放して公衆の
用に供することも大分行はれて来た。安田善
次郎が洲崎に作られたる日家を国に地
の寄贈も偉いものである。なほ下層人衆に媚び
びる様なものである。

一 学生達の暑中休暇を利用して労働
に身を委ねることも近来大分行はれて来た
これも共産国家生活の資を得
んとするものであるのか、労働者童の精神の
未だ少し確認い出来ないのか、兎に角
実に好ましい。

○大隈侯爵の西園寺侯の談話漸く進むも倦怠の様子
とならざるべきこの略々換言
保存すべきものと改造すべ
きものとの三種に分ち、大略取捨を要
すべきものを大略百家
の所有一家を頗る簡単なるものとなすべ
即ち

三条	五十八	伊藤	三七
岩倉	五十六	井上	三〇
木戸	十四	黒田	十五
大久保	十六	陸奥	十四
板垣	二十四	福沢	十五

五代　五十四

此等の材料として選り出したるものを後うま
成業目録に入れたるものこれ実際と信ぜざる
元禄を要す、殊に五代のいきを大いに減す
べきも、大体基礎に帰きと為したる人の出尚
をもつて保存するの方針也　百家の尚を是非
無き可らざる人を未だ出尚を得さるものもの
うるす　例へば西宮寺　杜若　此報の近年
十数のたらず、これ世尊
の継続出来中なあるも、いまだその系統
に調査の手届かず、成業の場合ならば
加へべき除定をうう、さて此等を会して完

十二

通とうる中特殊の数をもあれど、此
今あり目録に載せるを未だ出尚あるを未だ出
通に漏れず、これ今後追加すべきあるを
会するも五百通に上るまで、後の夏十
通平均して一巻を為すとせば、五十巻にて
足部を収め得ること言ふまでもなく乃ち
簡定に大差なきるべき数
八月二日
○ある清代の芸に成る風俗四方屏風を
ようと四年前稲山侯の復果たしたる記の代
ら復刻すべき伝
であるとの何ものも原本に二年の入らざるの
つとのみ、あちこちを捜索する日月を

費しなが、なほ原本から三原書店といふ人の手にあるようなものを写したことを聞きました、複製会社の方三冊の内一冊を先づ刊行すること初頭と上下二冊のものとなつた、美濃紙大本で、すべて倣優似顔であるが、清信の画としてはまづまづ優れたものである画中の文字の揮毫も亦乱雑に書いてあるのもうんぬん複製出来ても亦乱雑に出来た、是論本版であるが、複製会社四年前刊行した多くの中の中でこれを稀有の優品のものである、全体原本は清忠の稀有の清信の家に蔵してあるのを映写したものである、三原の

七一枚〳〵裏打をしてバラ〳〵となる原形を失つてゐるとの事、複製会社へ譲つた本を見ると無いとのことである、いのこれ（以下四日記）

○明治十七年大阪某氏に伝つて開版された金鰲新話といふ二冊の本を前年頃後ちのことなれども以前の発行者に似た版面の敷化と記臆する之で別に何かの印象も残つてゐるへ、一時の場合と思ふ、後で複製して見ると、あまりおもしろいものである、

一　作者は朝鮮人であること

二　朝鮮ものの出典し稀なること

三　北山の長い百姓の心ゝ如き宮ゞで新人の手の義せんとすること

四　心者の金始習するものゝ係をもとゝ顧る係あへき（べき）奇行のあること

五　心者こゝ久しう諸国巡りて者のゝ人なりゝ学強論見の大いゝ見るべきものあること

韓人の著心ゆゝ実を或ゝ時代のものを文脈人を物語なるものが決してものゝ心のことき美しき其一ひあるこゝ、新宮赴宮南奚湯の志前者を新宮のゝ後者を越次岡意厨のゝを比べて、その相係日々の見と較べて流石こゝ雅

大の處この者ゝ、若夫人の歯記現瑞の者ゝ年年ハ之のを標薄、宗規瞳の二寓色の見る著者ハ端宗の時登庸を得ゝるものゝて梅月堂の歌り学ゝを端宗ゝ山鹿素行布帛学ゝ山を場の是時版習、神妙伯人ゝとして搬出せしむ、のゝ

とゝ、多くの備帛の一端をつゝき合いて一端を見ゝて他を曳いて搬出しゝとゝ端宗位を退くの後僧となる逃る、礼礫を繰ゝて市上ゝ立つ、宇都宮の（ゝて）（弟）を捨ゝす、宇都宮の全ゝ見ゝ知ゝ興をゝり握手すゝとゝ（ゝこゝを）其の性ゝ一班を見るべ

（八月四日録）

○内閣文庫に堀尾する朝野旧聞哀藁を刊行せんとするものあり、其の刊行故意也、就て北の草本の大要を知るを得たり

北条寛政重修諸家譜、徳川実紀と同じく幕府の自撰に係る、時林述斎監修する所なり

本書の編纂ありて文政二年より天保十二年に到る約二十四年の歳月を費し徳川氏創業の所出、姓氏家系の死亡に至るまで六万八千年月の史実を収録し、全篇一千九十三巻内遠祖の出以降十七代のみを叙する四十巻家康一代のみ八巻を述べる千五十一巻にして、以往一日の記事数十巻に亘るものあり

紅葉山文庫目録

内閣現に蔵するもの、淨書本（千九十三巻）全一部、草案本（二百二十五巻、四百七十五巻）闕二部、淨書本（六百二十九巻）闕一部あり。明治十二年十月刊村山徳淳編『博物局書目解題略』にも、本書二百二十五巻を収録して、博物館所蔵とすれども、ついて同館に訊すに今之を収蔵せず、怖らくは、今内閣蔵するところの草案本二百二十五巻即ち同書にして、博物館内閣へ移管せしにや巻頭に淺草文庫の蔵印あり。淨書本二部は秘閣圖書の印章あるを以て、紅葉山文庫より直接に受領せしものゝ如し。

○八月四日英国公使ハリー家老某氏に懇ろに面を通じ、駐屯兵を各所に納め、偶と今清八一郎氏来る、其の一端と左の問和を録す、山中引紙云りとあるを、近ごろ金の高騰今の別表に今年物価を移住せしめんとし、此を為に比之を山の剥早大早中の為接也

八月四日

西行法師の山の剛法師
が問ひしに引歌の
山ゝの謂ふを聞きて
茅の戸の苔は
小の苔は
人も訪ふめ
と中山ゝ
れまにまてやて
山ゝもすけぬ
茅をとて

くさ深き茅のしぢなは
世の人の耳ふれてい
聞くべきけて
と迫新
大江
山ゝて
岡ゝ

○大概文章の家に山陽の出を花す、大概書
を縄に基くも著述の大系を云々するものに山
陽の初志外史改記歌集百選等を隠史と
して大成せんとせしを諸家を語るものに

山陽研究に欠き難き雑記材料

余嘗て一説せしことあり、長文なるを以て今茲に略す、

藤宮氏の説に曰く、外史を注するに嘗り余が材料を問へり、余即大概文彦に示し、北の書の間に散在の藤書を抜を一説せしに乃ち左に収むるもの是なり、蓋名慢に二とあるに山陽新居住時代の名にして、北山の間文八余の編集せるに収むべきものとす、又山陽遺文中に収むるも入用のものとす、数件を抜き取れり、ここに収めて置くとする

八月六日記

○今津八一氏の文の蒐集せる多数の墨の強拓具を送る、終に馬の頭骨を送り、

常陸真弓山文珠十三箇に護符也、

京師初のものにて寺院の牧牛と粗色の馬を西き来角の上に牡丹を画しなるの文にて車のつきとを閉ぢるとあり、車輿き方原紀の故味あり、係して市術に車輿を設置する由の特巧にして京に車をもつものなり、

余今津と号す、鶯鳥を主図、

雅の義あるも似たり、而して北斗具をもつ、

也何部分今津号を本とし思ふ鶯

[illegible]

[illegible]

[illegible]

山村別宅吹寄亭　一路晴日蕎麦花

下新井田川

蓬莱眠不得、人生雨中船　秋来蕎麦花

寒年蛙伏多　潮満切り山河、岸畫芦

雛川、暑夜投詩汐、橋赤蓮拡帆

○炎暑爍々如く連日雨を得ず、蚊人と釜中とある
ごとし、未江暑を山河に迎くるの樹を得ず、平素
午睡の慣習を忘れ、夕前客と接して倦うま
暑を忘る、午後無聊、徐ろに日暑逃の忘しく身を
侵すを感ず、幸と一書河を遊るものあり、原南海
の碑論とする、その時ちと法帖を玩賞し

時こゝのを購ふ而して常に伍爲の感あり、必竟佳帖を得ること真に容易あらざるなり、況や未友邦に舶載のものは六朝の古碑多く、往々古法帖を淡くあり、過くるに其に其に其の古法帖、設令宋拓を得るも六朝に及べざるものあり、況や宋拓を得難いさるを於てをや、既に精神を没印するの帖を親まんより、六朝の佳碑を親しむに若くなしと、頃佳碑を搨する毎に購ひて新しく、而して未だ光華の碑論を多く見ず、予嘗て之を遺憾とす、今偶ま南海の碑論を得るを喜ぶ、真に五六人に好個の教科書を授くるものなり、もし此の碑論を得んや、五六の

の間に於て精深なる研究、漸や大意を得るを以て、廉も亦怠惰を免れしめ、碑学を研究するの方、京師に出づるを要とし、出づるを設け士大夫之偏し、実に此に基づくのこと、特に載り鬼を憐くの親なり、恐癖もあるを以て五六人に過ぎざるの所、自尊の房翁と張漫し、其の結撰の齊の毒に深く嘗に入り、亦之を学ぶとも、南海も亦廣の時、六朝の真髄を得るとなる、之こゝに於て、あるべし、皆称せざるべし、其の一代風氣の然らしむるなり、不以て見るべきなり、南時出土の古碑もの、こゝに於て、其の顧みるべき

こと、六朝風の書を試みるものゝ、稍々さらしと同一なりしなん、今日に於ては一概に唐碑を要とする為に於て覺え怪しまん、唯比較的成風以後、出土の古碑に實に數しく昔人の知らざるものゝ中に唐を輯するこの数十を下らず、今こゝに列り偏くま帖子に意をするこゝに於て強て魏碑を重ずるこゝに於て強て魏碑を重ずるこゝに於て強て魏碑を重ずる

書真に比類なし　元来南朝碑と特に碑とする事
のこの実に書学の龍門なるものなり　南海南碑と
魏碑とを家とすべきもの十是を挙げ曰く

一　魏力雄強　　六　精彩飛動
二　氣象渾穆　　七　興致酣暢
三　筆法跳掀　　八　骨法洞達
四　點畫峻厚　　九　結構天成
五　意態奇逸　　十　血肉豊美

齊隋の碑　なるものこれ比類なし　隋に
変ずるも北を缺くと云へり、碑学の研究詳しく精
を極むるに南海碑を尊ぶ所以を謂ふ曰く一
概に古を尊ぶ可からず、碑は叢書完璧なり

精彩流宕なる臨摹なるべし碑を学ぶ所以の
一也以て隸楷の変を改むべし二也以て後世
の源流を攷べし三也、唐を法構宋は意
態を尚ぶ六朝碑は各體畢備四也楷法
篆書刻入推奇角出五也臨摹の実
唐宋に無き不こと五つ、碑を重きを置く
不可見るべきも晉人の也固より貴ぶべきも今の俗
なるもの法帖は大抵宋以人章鈎の本にして名は
義獻と云ふも面目全く死せり碑学は
言ふ藝苑に出つと云ふも體勢異なること一般也之
九を家とすること近世支那と交通漸く開け出土の碑
甚だ多く書の古意を備へるものの多き故

の因時せさるもの書籍のと相とて書籍し材料を得
て古来名家の如く賞せらるるあり、此時に目録作
る者風を墨守するあり、名を正さる者
道を大いに害し、向上一番の時也、原南海等
の明道録を意味あると謂ふべし、南海書を論
するもの一部刊本あり、罷して廣義双撰と
いふ、其謂の不多く前人陳腐の説を踏まず、
皆傾聽の價あり、こゝに唯に廣の忙客に比
し神学を為しと云ふを言ふのみ

壬戌八月 哲 於 [illegible]

○芸藝を学し歩々に撒業研磨に心を注ぐ、須臾
弥縫無きこと氷壺無きが如し、僅に一二の点を得、
机辺に上ぐ、おき少時昔を忘る

仲未

敬史君に碑

大観奥和二年の刻書人の名を聞く
出風格雲の故あり風格あるき
一等乾隆年間出土のものとなす

印人書像　二帖

丁敬身なるもの徐三庚悲庵に
終る、大抵清朝著名の印人を
収む、肖像に配する各々賛あり皆
名流の手に係る、載する所の人皆

[illegible]

[illegible]

[illegible]

八月廿日記

東京節約會規約

一、本會ハ東京節約會ト稱ス
二、本會ハ本部ヲ東京商業會議所内ニ置ク
三、本會ハ生活ノ改善ヲ圖リ勤儉貯蓄ノ美風ヲ普及スルヲ以テ其ノ目的トス
四、本會ノ趣旨ヲ賛スル者ハ何人モ入會スルコトヲ得
入會希望者ハ住所氏名及職業ヲ記載シテ本會事務所ニ申込マルヘシ
五、會員ハ左ノ事項ヲ遵守實行スルモノトス
イ、酒ヲ節約スルコト（献酬ヲ廢シ特ニ節約デーニハ晩酌ヲ爲サヽルコト）
ロ、煙草ヲ節約スルコト
ハ、宴會ハ質素ヲ旨トスルコト
ニ、時間ノ節約ト勵行トヲ爲スコト
ホ、無益ノ贈答ヲ廢スルコト（特ニ訪問ノ場合手土産ヲ廢スルコト）
ヘ、親近者ヲ除クノ外停車場等ノ送迎ヲ爲ササルコト（止ムヲ得スシテ送迎ヲナス場合モ「プラットホーム」ニ入ラサルコト）
ト、冠婚葬祭ハ質素ヲ旨トシ且ツ答禮品ヲ廢止スルコト（特ニ會葬者ニ對シ盛菓子其他ノ贈品ヲ爲サヽルコト）
チ、他人ヲ訪問スル際要件ヲ終リタルトキハ直チニ辭去スルコト
リ、來客ノ希望アル場合ヲ除キ菓子其他ノ飲食物ヲ呈セサルコト
ヌ、其他一切ノ虚禮虚式ヲ廢止スルコト
ル、奢侈贅澤ハ努メテ爲サヽルコト
オ、日用品ノ消費ヲ節約スルコト
ワ、學校生徒ハ制服ノ外粗服ヲ着スルコト
カ、瓦斯電氣及水道ヲ濫費セサルコト
ヨ、廢物ノ利用ニ努ムルコト
タ、自分ノコトハ成ルヘク人手ヲ借ラス自ラ爲スコト
レ、其他萬事ニ勤儉力行スルコト
六、會員ニシテ前條ノ規約ニ違反シタルトキハ過怠金ヲ徵シ必要アル場合ニハ公表ス
七、會員徽章ヲ交附シ會員ハ之ヲ佩用ス
八、會員ハ一年一圓ノ會費ヲ納付スルモノトス
九、本會ニ幹事若干名ヲ置キ會務ヲ處理セシム
幹事ハ會員ノ持廻リトシ其ノ任期ヲ一年トス

東京市麹町區有樂町一ノ一
東京商業會議所内
東京節約會

大正十一年
八月一日

拜啓今回東京府・市及び商業會議所の聯合主催にて毎月一日十五日の二回節約デーを實行することに相成既に其の第一回を試み候處元來節約は平素不斷に心懸くべき事柄に有之單に月二回の節約デーのみにては其の目的の貫徹困難に御座候仍て節約デーに關聯して一層其の趣旨の普及徹底を圖り勤儉節約の美風を涵養し國民一般の實踐躬行を期し度目的にて東京節約會を組織し別紙の通り規約を相定め候就ては本會趣旨の存する所を賛せられ此際多數御入會被下候樣願度且つ御知己の間へ廣く御勸誘相煩し度此段御依頼まで得貴意候　敬具

大正十一年八月　　日

東京市麹町區有樂町一ノ一
東京商業會議所内
東京節約會

○旱天二十の後續て、暑熱例年よりも甚し、池沼枯れて池魚背をあらはさんとす、乎道を通ずきを補ふと試むること三日、敢て効を見ず、偶〻山上の井修理成るも、巖下の水路を復旧する能はず、試みに鉛管を以て水を導き、池の中央に放下せしむ、管端鶴首の如く屈曲、水深き畫夜聲を絶つ、死せる魚如き池乎こゝに始めて活く、夏時の一快也、後下の乎多しと為さいふも之れを井に徴するに一夜の積乎三尺五尺を為す、(し、而して池面廣く敢て増乎を見ず三日を經て露出の巖脚漸〻乎下に沒す、偶〻書驟雨去来、池乎漸〻増し、池魚蹠蓮皆恙なし

八月十五日記

○朝来驟雨去きらんとして雨を感ずる折から、例の古池神戸屋一の景観帖一冊并に山[illegible]の高を高くしるる、則ち賜ふて清閑の用とす、影頼帖と称するは[illegible]

宮部と共の下絵の山陽并に其一箱つの出書を玻璃板に附したるもの[illegible]陳列の余も列り観覧者を聚て相共に[illegible]

り山陽の[illegible]を探ぐんと欲する[illegible]を渇し、織毋のもとカルタ形表備本裏金裏の小色紙と篇語を出しくるもの十二枚あり、余織毋のもを取ハすと雖も其の体裁ハ恰も小

物産紙と合す、則ち之れを小品架中に載すと云ふ

八月十五日

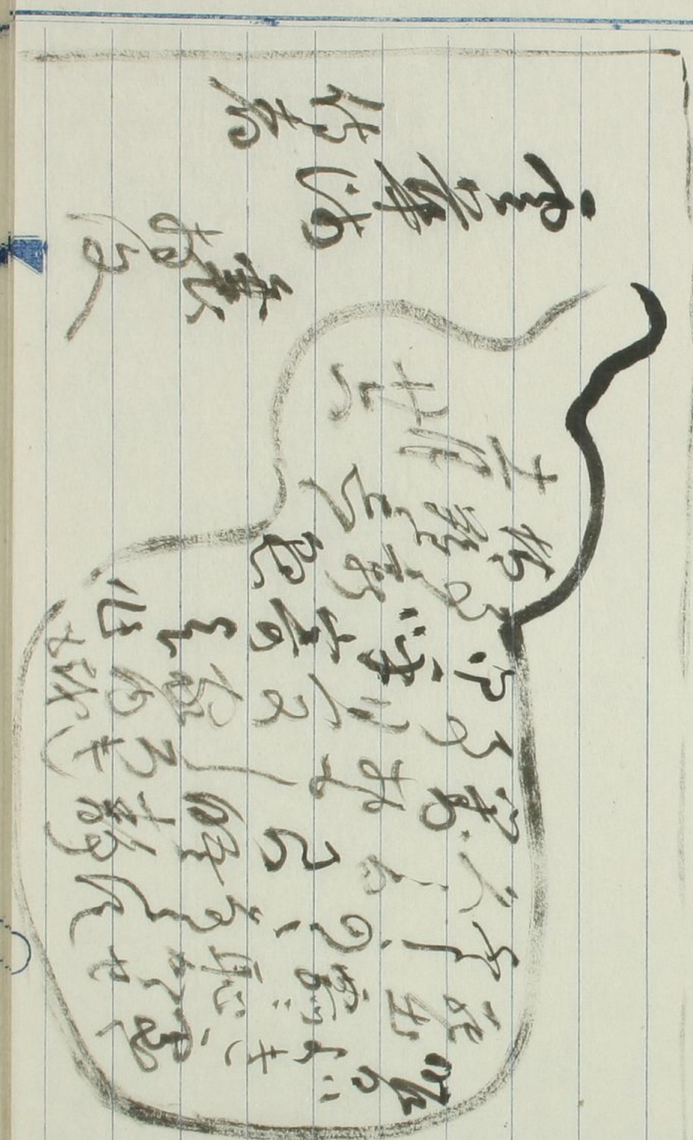

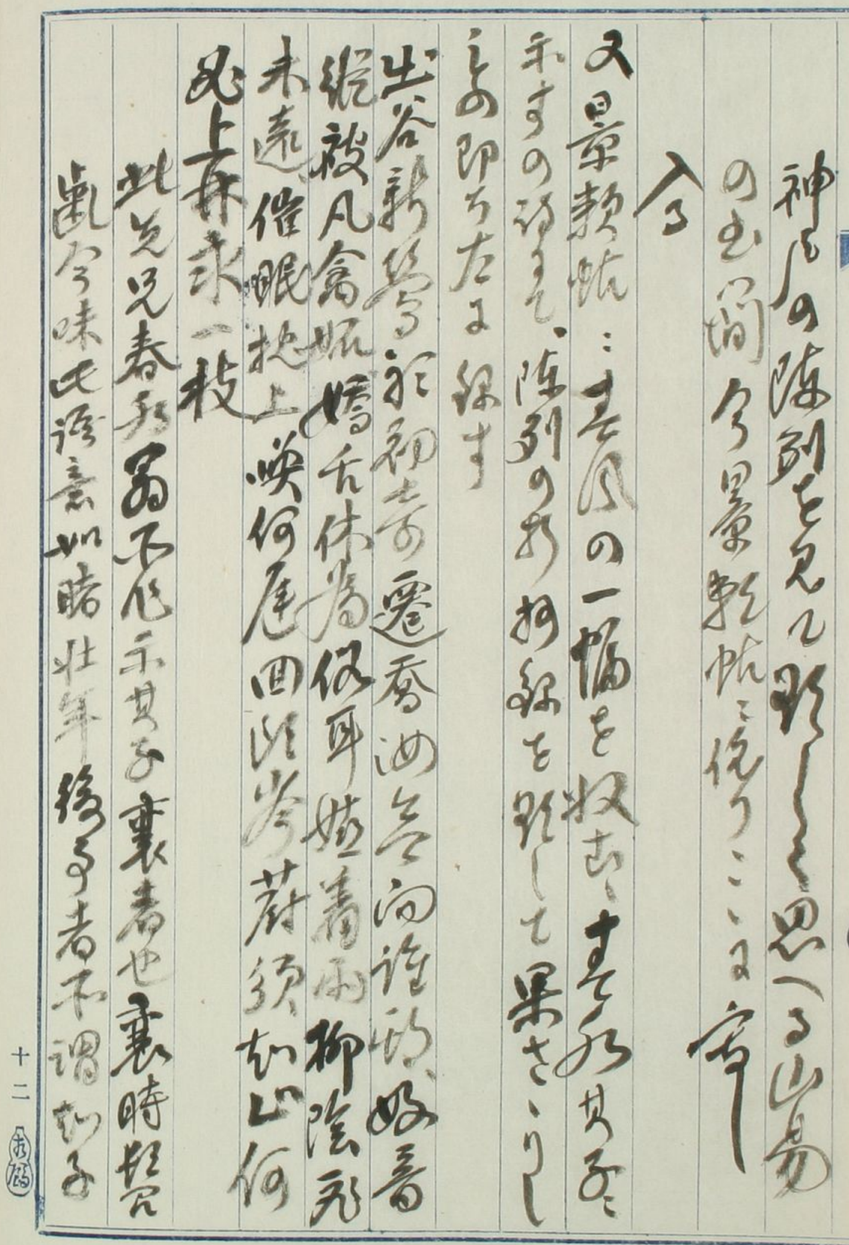

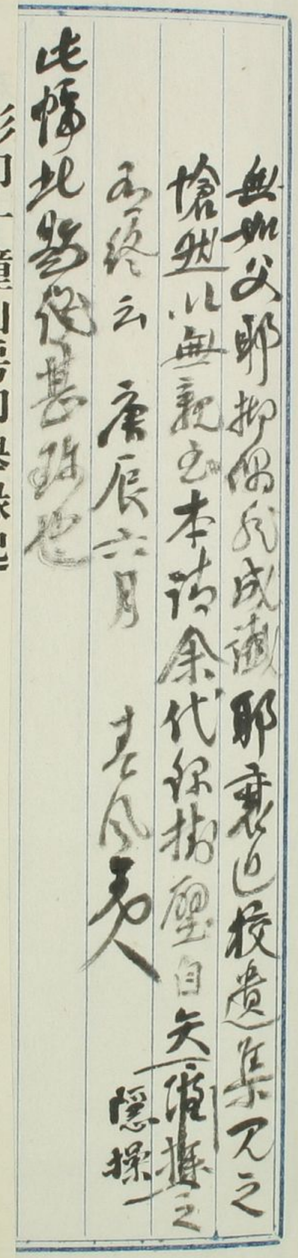

影印十鐘山房印舉緣起

集古印爲譜而傳世者衆矣然皆不及十鐘山房印舉之精而多也濰縣陳氏簠齋藏印最富世所稱萬印樓是也在道咸間曾編成簠齋印集十部同審定者爲海鹽陳粟園日照許印林海豐吳子苾道州何子貞同治間何伯瑜攜其吉金齋所藏及潘氏看篆樓葉氏平安館粵署燼餘各印來歸簠齋簠齋出萬印樓舊藏去其六朝以下者得七千餘事益以東武李氏愛吾鼎齋海豐吳氏雙虞壺齋歸安吳氏二百蘭亭齋吳縣吳氏十六金符齋利津李氏石泉書屋歙縣鮑氏臆園藏印博收約取師吾邱子行三十五舉意名曰十鐘山房印舉初稿僅十部成于壬申至光緒癸未得印益多自古鉢至六朝印都一萬四百餘事乃復改稿亦成十部分三十舉舉分若干册或數舉合一册訖今僅四十年流傳已尠本館得其改稿編爲十二卷以原編一印一頁卷帙繁重乃合十八印爲一頁其子母印及大印兩面至六面等印均就印之大小及形式酌爲增減每册另頁起訖原編每册中有間以素紙者則空一格其餘悉仍其舊選用上等連史金屬版影印以廣流傳亦獨與字學印學有關抑亦考古之一助也

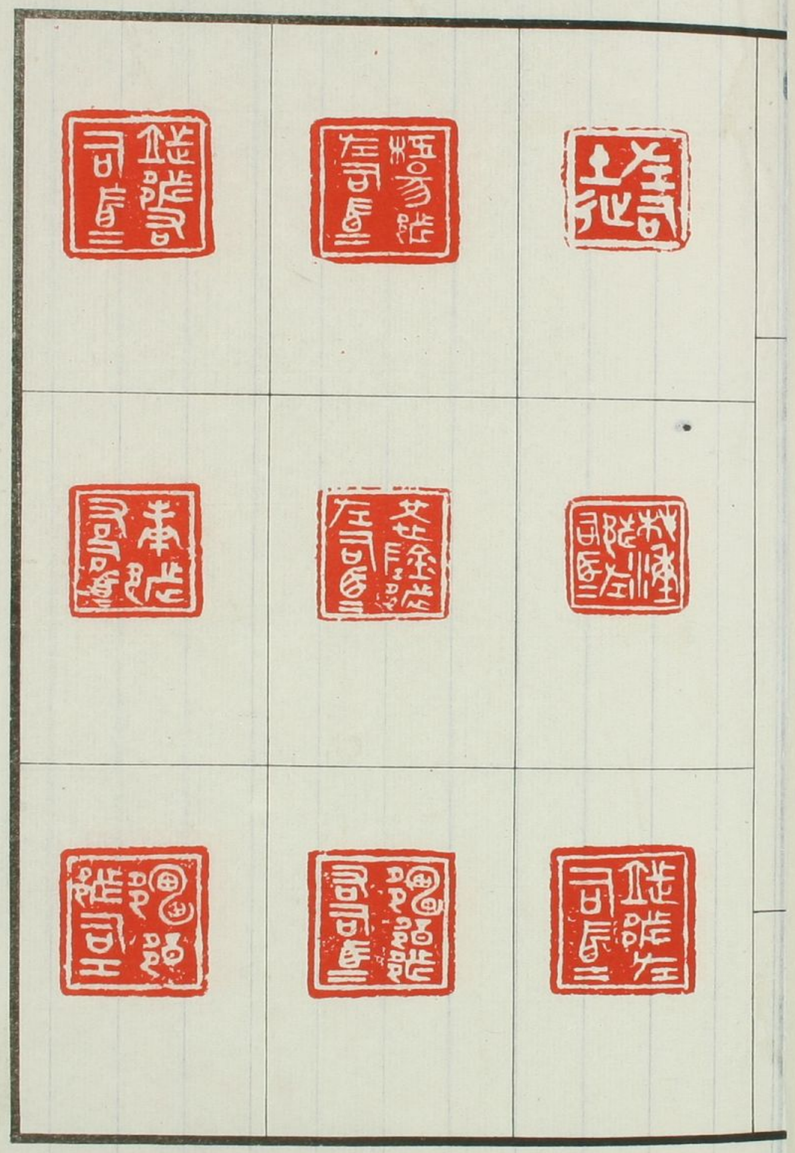

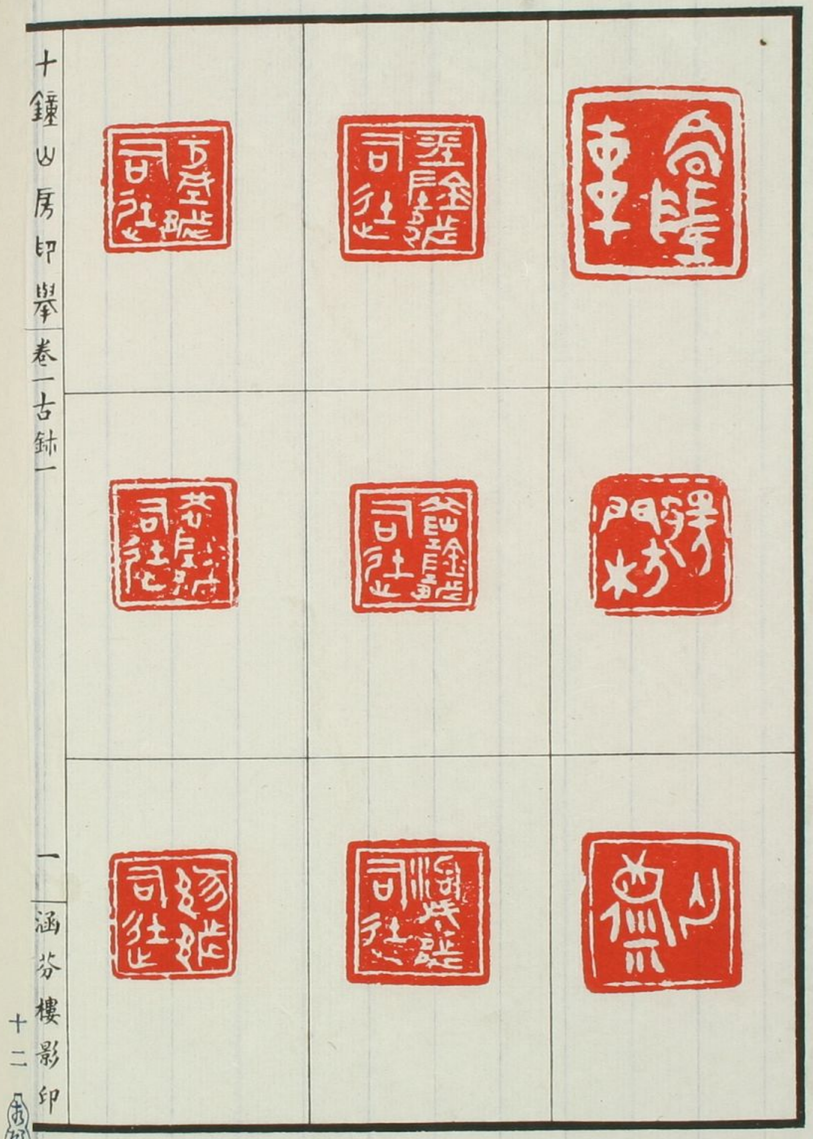

上海より十鍾山房印章出版す　蒐集者到る所
の収めて秘賞に供す　印章は收古の不甚大紀模也

○石城三郎より本間翠岸の画幅を贈る
紙本軸装なり画は巨川の面影を写す柳を
画くのみ清淡の味掬すべし　柳は詩人の象徴
信川を画くものなり　数株柳の写生
既に人家を入るる如き　数株の柳を画くに似たり
三伏の暑候　炎蒸に堪へ難し　涼
風の吐写を寄せるを以て　幅の一意
に一詩を賦す曰く

軽舟蕩去入河雲　変山清秋花
推利仙源何処問　鳥音琴韻紅塵人家

○毛田姫川の舊義なりし中信天翁自撰
の詩集を高らし来る　蒐集本三
冊を合本したるものなり　明治十二年以降の詩を
収む　紙数二百六十枚　詩文八百七十九篇
を収む　加人の名　珍重すべきものなる
三十四を抜して終に掲入る内容左の如し

即アリ
仝上
仝上
仝上

信天翁詩冊目次概要

一、静逸題画　茅志　十八枚　詩文百拾六篇
二、仝　茅貳　十一枚　仝　六十二篇
三、仝　茅三　十二枚　仝　六十一篇
四、仝　茅四　七枚　仝　廿八篇
五、信天窩題記　辛未夏月　十三枚　仝七十六篇

印アリ

六、四君題記　右同断　三枚　仝十箇
七、松石題記　右仝断　辛巳壬午　十五枚　仝　四箇
八、信天翁小著　四十九枚　大小詩文八十箇条
九、仝　辛未十月初　十八枚　仝　九十八箇
十、浮耕集　明治六年有度　世四枚　詩語百六十九箇
十一、信天翁詩　十枚　長短世五箇

十二、文稿　八枚　長箇十一箇
十三、詩文藁　明治九年　十三枚　五十五箇
十四、十一年戊寅　廿八枚　詩文　九十五箇
十五、十二年己卯　十三年庚辰一月　廿三枚　仝上　八十六箇
以上

帝野山百六十枚　八百七十九箇条記文

此手稿第拾壱年　第上二巻壱千部の事也
異紙を八行　十五字詰　綴の事　欄外と信
天翁の刻歌あり　第の他　大略こゝに収む
世世名家の手稿　珍とすべし　八月十九日
記

○神有の実録と称すべき二百余枚の文を
八、若根の強羅を訪ふ　辛巳
を出づ　汽車に投ず
大坂に帰る　義拙と別り一泊す
八、友人と共に　ひの四行　終に言の下
に投ず　此家に月和大阪新候天四五
重を去る　去りて　別る　三日

ず見るべき物なき得なり、
あるべき海味なし、日中八十二分入る三四分
往来す、山上に登れば一面の海味もなくなる年
後自動車を駆り芦ノ湖のいつも美景
前述一拝を例とする若根根橋現境内なる方
を如何ともなし入る、あ例の杉天を蔽し
警察の設路に見れを表き、落時ときを出
する味を充たす高原に樹木多し浜旅
もし心地ゆえに面白く感しとう、るあ
べき碑を拾ひ社殿を移し湖畔に出づれば二
個の古釜を観る、一は康安の釜一は文永の釜
と称せらる、金石録なる五年の刻

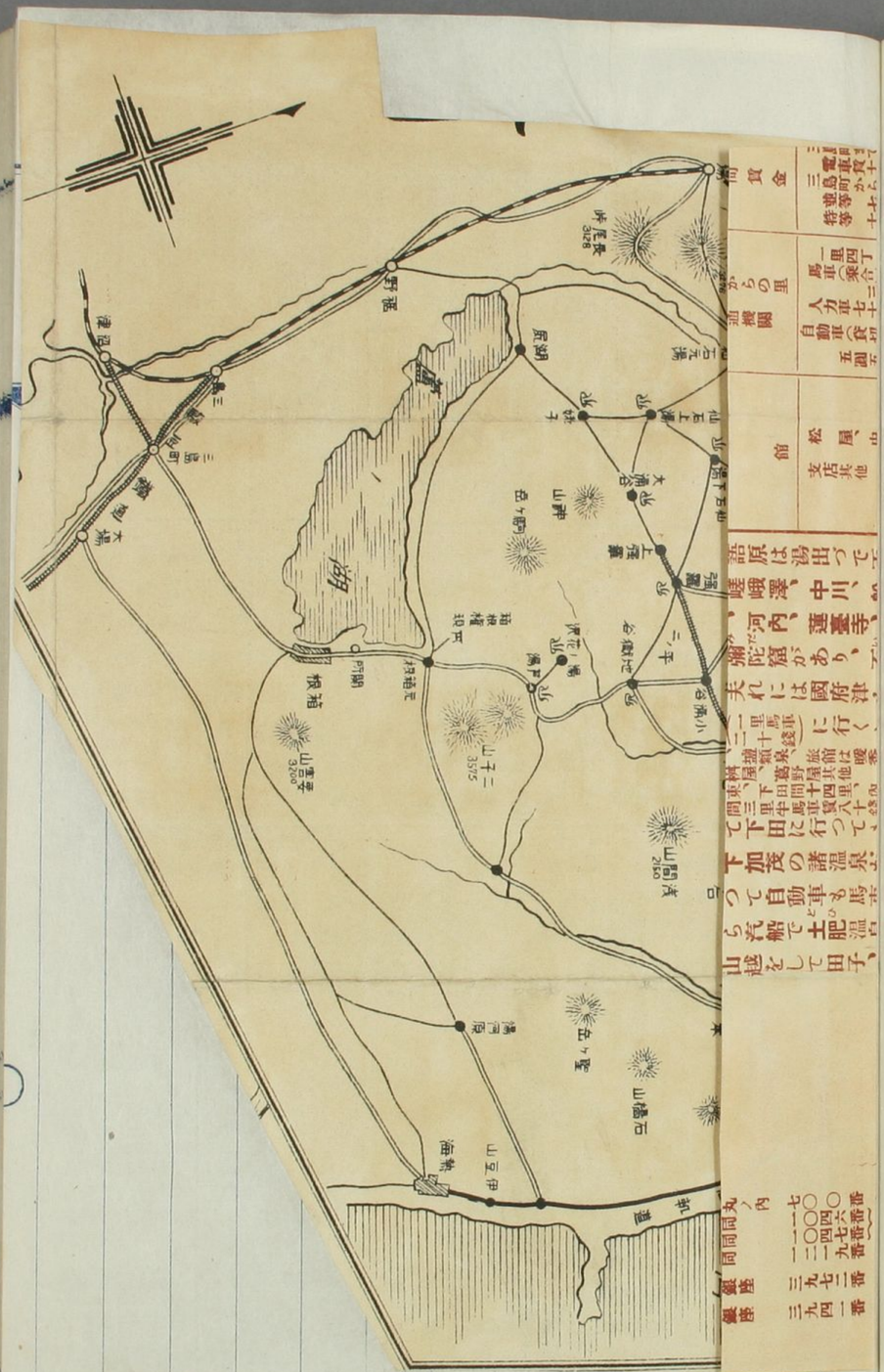
箱根
芦ノ湖
山王
山王
山王

ず見あるを拾ひ得たり、若松も実の下色なる
あるの涼味全く、日中八十二分乃至三四分
往来す、山上に登れば一面の涼味もまた年
後自動車を駆り芦ノ湖の湖畔に出づ、いつも華恵
前まで一泊を例とする箱根権現境内なる
を如何とも迷を入る、湖の光彩天を蔽し、ゆうく
驚りの後路に見れども、高時らきを出
する味を、充分なる高道に樹木あり、涼旅
もし心地ゆえに面白くしてうるあるも
べき碑を拾ひて社殿を移し、湖畔に出づれば二
個の古釜を観る、一は文永の釜一は文永の釜

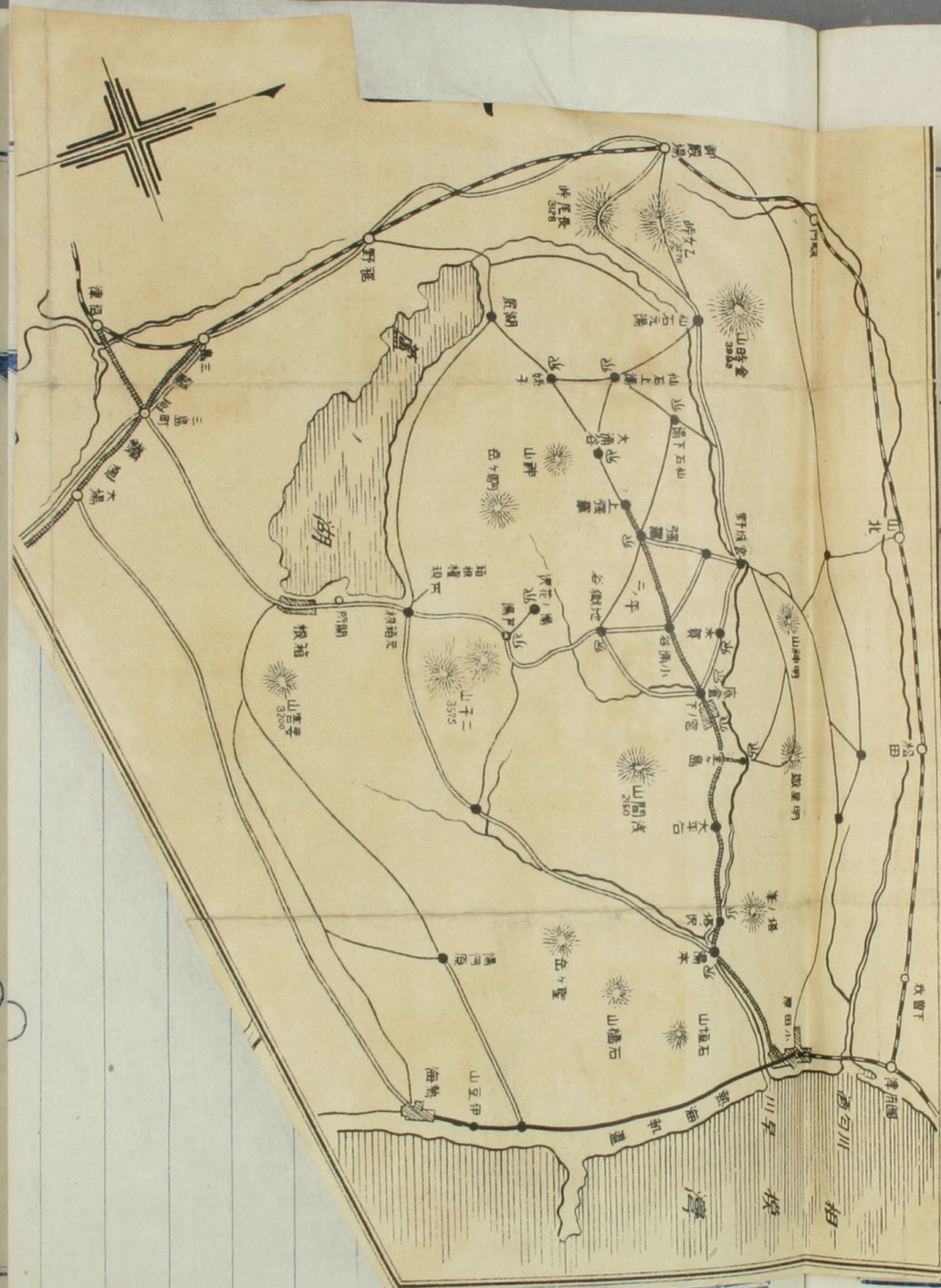
箱根
芦ノ湖
山王
山中
山崎
山口
山田
山口
山崎
山王
山中
山崎
山口
山田
山口
山崎
山王
山中
山崎
山口
山田
山口
山崎

を拾ふまでもなく文明を吸うて刻々発達しつゝあるを模倣するに容易なるを信ずるなり古雅なる
掛物なく、また元年来に花しゆめるふ補修を
要するものと思ひたり、道うま洋風の殿堂の
明るきものを書うてヒーリ、サイド、ホテルと云ひ
しものを某殿堂とこうふうとつきき、語れの
る味あるうと要らるラセッカイを云ふ、夢う
ども年時代に草鞋を脱し職風を
今まで抜かず、為関不の証に偉うを作す
る殿元を見て、車輪を回らし強羅とりり
例の和洋二種の法を見る、和風を前年
又ようし海よりも殿摩の殿を陰掛なの

なる人之れを表のすると見るべく、先年来うし
時を言事いまさるを、かくを湯本
より強羅とを通じ、強羅ともし上強羅の間ケーブル
カーの設備あり、北のケーブルかアーを七七尺の間
を上下し中間の四五の停留所あり、二十米間の
往来を要すとなり、拾編の高地に洋殿の喫茶
所あり、入つて四方の景を眺賞す、亡友山崎愛
川いまさし人の為に来るうし頃此地の勝を説き
しを思ひ出でたるを思ひ出でるのみ、自動車
を駆りて宮の下に向う、大涅槃門を右手に数
時間を海り浜笑す、夜角茶拾七酒を付
んハ唯の為ならず、五人の為きりに瓶を傾

く、一碎生一浴するもこれ実状也。余は五六
し画嶺に有る人家の下に有するを見る如し
めて知る。家を潜り、後伯可子、庭園も亦
賞すべし。大隈侯夫人家族と共に
同じく菓子を出す。董堂の逸品
膳あり。甚だ美味、こんぶ一枚と
望ナセの朝出発東西に別れ箱根の
日帰途と決し教軍附近の
金山を探る。而して最後
一浴して七湯を通過する。北地箱根七湯の
本道地極めて幽寂宮ヶ下堂ヶ島
の京に比すべき別乾坤の思あり、余去年時雨

つて此地を踏破、再後曾て利用する事、今次女
児と共に宮の下の或る地点より崖を沿ひ
家路を下ること二三丁、北間一帯の森林を
隔て彩雲を眺めるのみ、而も往く元湯の右
側に懸るを見る、陰鬱の一種の味あり、終
に一大瀑布を得、附近渓流に臨むもの旅館あ
り、こんを堂ヶ島とする、者こんを更に行け
ば松ヶ岡の絶地に出る。牛馬通ぜず、帰路
の峻路を攀ぢる苦を思へば旅館に帰
り来れば大隈侯余の宿と共に夜
笑の朝帰舊路を経て、御殿場日経る
を議す、伝ちきりん長尾峠の隧道より帝都

を望むの勝を張く、遂に東動き帰乃ち北路を採る
に決し、浴毋後六杯を傘く、鯨脂の膾大小好下
物なり、酔後直ちに卧し、翌日、午中、海近を禁ず、
四位つて初めて熟睡を得たり

十八日 五時起床 七時出発 雨を促して出発
く大隈侯に別を告げ自動車に乗る、此途路人家食木賀を経
物屋物に向つて曳く、此途路人家食木賀を経
由宮城野を出て、仙石原を過ぎ長尾峠に登
する道路を辿る、余の初めて之を辿るなり、此の
道路を有する所以は、往年大涼沼の新大いに修補
する不あり、りしと雖も修渠に改修四十五年
後成とあるを以て見れば其の修補の道路

東西に平坦なる道路を自動車の
行るを見る便なり、風景は箱根山辺とお
のづから趣を異にす、樹木を庭園雅大也、仙石
原より宮城野の後ゲ原なるゴルフ場あるを
見る、此ゴルフ場は宮城野の中央に位せること
の良也、遊客に供する八ツの住宅もあるが
なお八の住宅あるも、伊太利村、英米利村な
どの名あり、行くこと四十分許りにして宮城野に
出来、山頂漸やく雲霧に浸されたり、漸や
く霧雨を換めて、一村一家もなき荒野なる
列り、肌を衝く涼気に外套なしに堪へ
ざるなり、壮快を感じつつ、宮城野の長堤

とも思ひ出で、宮のうちまで早く断念せしが、果して長尾
峠のトンネルに達せし頃を霧まきまきて深く、前程
後程(前も先も)不明なる能はず、色めしく霧深きは自
動車の疾走も危険なるんと、業せし程也、トンネ子
ルを抜け御殿場に達しける頃を九時なりしかば
安のひらも御殿場の間六里餘此自動車賃八
錢廿五回也時を費すこと一時間半、尚寿九時三十
分先の方向に向けるし十一時半今余等東京に向
へり。

箱根の山のいらけあることとなる年を経て
ひさしく有度の自慢話しと自動車に乗り
乗り回はることの出来る山とは日本中にこれ山の

外こそいと云へれ、なるほどあるなれ、此山の
は要塞の一部に開けるるを、開けるるを、安の要
の、越後の長岡に至れば、安の要さことの道
大体にて、ふるのこの間で自動車代
丈にも石用もこつてある、数歩を進めて
電車に乗換へられ、架設さんなければ、此
山を民衆の越地とのことなれば
○路的今の常盤大宝の支那朝鮮
朝鮮の都先ほどの来たる、間と任せて一度
は、此中に達磨の面壁九年を及んとして修く
なる、富山の西春寺を通の此記なる、此寺
来の代表者の十五代息尾禅師の行実碑の建

つてゐる、そのころ元の至正元年の正月、其の
撰文を日本僧子千寿成つて長ることゝなつて居る
其の僧を但馬の正法禪寺の邸元である、此僧
元と共ること廿(年)余年きりの近人となる云々
中華帝大王般帝大こと大定紫帶の抵本を
陳列し此時卷觀して感ずること
のを置感ずること
廿三日 銀
○也着の北城の抵と洋の
の抵額に関し一説を掲ゝ左のごし

偉人の口裂に就て

高村眞夫

自分は今、早稲田系、或林か概して普通人よりは長いとせられ
ら依頼されて故大隈侯爵の肖像を描いて居る。此に反して口裂の短い即
描きつゝある。侯爵の貌は先年ち小さい口の人には殆ど偉相はな
北越新報創立四十周年祝宴が上
精養軒に催された折、小生も
席末を汚すの光榮を得其折出席され
た侯爵の貌を見て大に其偉相
に感じたかがあつたが今又原本と
して貸與されたる侯爵の寫眞を凝
視しながら、ツク〳〵侯爵の口裂
の異常さに驚嘆し、遂に此一文を
草するに至つたのである。

自分は過去二十有餘年の藝術生
活に於て隨分數多くの肖像を描き
且又内外偉人、肩ずの肖像も澤山
見たのであるが、未だ嘗て大隈侯
爵の如き口裂の長き人を見た事が
ないのである。

東洋の人相學に於ては口の形狀
は可なり重大なる性格表現の一と
して扱はれて居る。而して口裂の
形狀長短は大に人物の性格如何に
關係して居ると
説かれてある。
而して人物の偉大なる人の口裂は

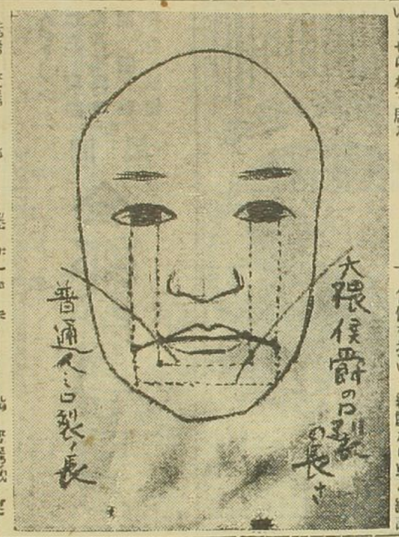

東洋の人相は主として額の生
え際より下顎の突端に至る顏面を
顏相の場所となし。西洋の骨相學
は額即ち眉より、上の前頭より
後頭に至る頭蓋骨の全部を以て性
格を下する場所として居る。而し
て東洋の人相學に於て眼、口及び
鼻の形狀等は非常に重大な性格
の表象となつて居るのであるが其
の他凡てを選ぶ事は茲に省く、と
して、單に口丈に就て少しく私見
を記して見る事にする。

然し自分と雖も東洋の人相學
に洋のフレーロジー(骨相學)何れ
も深く研究した事はないが、唯多
肖像を描いた經驗から或る繪畫
の上の粗つぽい一種の人相觀が少し
く出來掛つた樣に思ふのである。

此に依つて見るに普通人の口裂
の長さは大抵眼の黑眼、丙眼の
端より下に垂直に引ける兩直線の
間の巾に等しいのである。而し
て夫より短きは、小さき即ち愛ら
しき口で美人の口は多く此に屬す
る。而して此巾より一寸
乃至二寸長きは普通の
人の口裂である。而して政治家、
軍人等の偉才、此等文藝者の天才
の顏に特殊の口裂即ち大にして
緊張せる男性的意力の人たる表現
をして居る樣である。

古來繪畫、彫刻等に現れる所
の羅漢、神樣、仙人等の口裂は皆
非常に長大に現されてある。特に
佛、菩薩界の人々の口は皆小さ
く丸い形に現されてあるのは一は
男性的意志の表象、一は女性的に
愛の表象として表はされてある
である。ツマリ羅漢、神樣の勇
猛精進の人は強烈なる意力の人に
して、菩薩界の人々は情界に活き
る仁慈愛情の人たる象徴であるの
である。

此等の骨相觀語を更へて謂へば
性格を統計的に象徴したる人相學
の上から又自分の經驗から隈侯
爵の口裂を下すると。其長大にし
て彎曲せる口裂の美は正に大阿羅
漢の相にして人類中稀に見る所の
偉相にして造形藝術の誇張せられ
たる口裂、等しく男性的意力の表
象として實に驚嘆に値する者であ
ると想ふのである(完)

御金印章説明

當山ハ　清和天皇ノ勅願所ニシテ貞觀二年天台第二祖慈覺大師ノ開基關北ノ靈窟ナリ大師一生ノ衣物ヲ捨テ砂金千兩麻布三千反ヲ朝廷ニ献ズ天皇叡感ノ餘四方三百八十町ノ寺領ヲ下賜セラレ合セテ此鑄璽ヲ賜ル現今當山唯一ノ寶物ナリ抑此印章ハ高祖傳敎大師ガ支那ノ天台山ヨリ比叡山根本中堂ニ移セシ常燈火ヲ更ニ開山大師ガ當山ニ挑ケタルヲ古來其ノ常燈ノ油煙ヲ以テ捺印シ登山ノ記念トシテ參拜者ニ頒チ御影ノ護符ト稱シテ尊重セラルヽモノ也

大正四年五月三十日

伊澤榮次　謹識

清和天皇
御下賜　御金印章

羽前山寺　立石寺

○養老別在の反故中から金井沢、山名上二碑の拓本を得たり、北の二碑と共に上毛三碑と稱するもの、多胡碑は拓本多く伝ふれど、北二碑の拓本甚だ稀也、金井沢碑は或は六刀自碑と云ひ神亀碑と云ふ（り、山名上碑は山の上碑と云ふ）後世の偽養塔又て異書刀自の為めに建る所也、建設年代も天平十三年也、北の拓本に附属した上毛郡史研究会の考證を添へ、北の二碑不在の地理も委しく載せたり就て見るべし

八月　廿四日記

乙寶寺の建築美

關野博士視察概況

世にも得難き三尊の佛像

十八日東蒲原郡津川町谷等寺を視察した工學博士關野貞氏は、其翌十九日早朝一泊せる新津を出發して山中圖書頭長、大井縣屬、並びに本紙記者と同道北蒲原郡乙村なる乙寶寺の視察に向つた、同寺は聞えたる名刹で此處に今咲咲々として其の由來、縁起、繁昌等を語る迄もなく、殊にその本尊たる大日如來、阿彌陀如來、藥師如來の三尊の佛像は國寶としてたゞに信徒の讃歌を厚うするのみではなく一般美術愛好の士にとつても關却しがたい立派なものである偖我等は平木田驛に下車し稻禾穂々たる千頃の美田の中に車を走らせて

四十分 許りの後に乙村に入りやがて目指せる乙寶寺に着い博士の旅程は極切り詰めたものであり、隨つてその日々の行動はまるで時間と闘つてる人かの様に寸暇をも惜しんで居らるゝので寺に着く、直ぐ調査に掛つた、山門を入ると直ぐ目に著くのは何としても右手に恰好よく立つて居る、三重の塔である、博士は例の如く塔の内部について其の組立方を調べたり、又遠くその周圍を廻つて望遠鏡を而にあて乍ら左見右見して其の全体のプロポーションを視て居たが

これは 平等寺の瓊師堂が唐様であつたと異り、純和様の建築であつて、此の純和様といふは天平時代から藤原時代迄、即ち鎌倉時代になつて唐様の建築が支那から移入される迄の間、續いた純日本式の建築である、慶長十九年に工を起し元和六年に竣成したもので、全体の形もよく細部の行り方も出來がよい方で、保護建築の様になつた爲め、其の重さで折角よく整うた

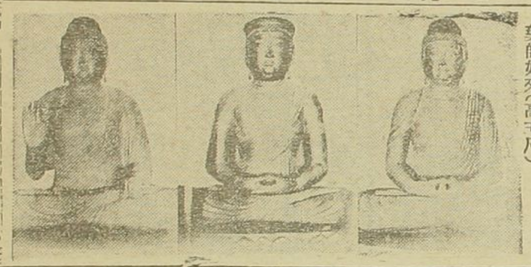

◇乙寶寺國寶
向つて右より阿彌陀如來（高五尺）中央大日如來（高八尺）左は藥師如來（高五尺）

体形が 惡くされて居る、もし保護建築にたれば矢張り元通り鱗茸に還さねばなるまい、此の越後には塔といふのは珍らしいので、之は馬鹿によいといふものではないが、慶長頃のものゝ代表としてはよいものであらう、元祿年代の建築であるといふ鐘楼を視て、夫から國寶なる三尊の佛像を觀ることになつた、内陣の裏から暗い處が落つて安置の場所に出で、蠟燭の火明で博士は成程よいものですなといつて調べて居たが、一藤原時代の傑作大作で八百五十年前後のものであらう其の時代の特徴をよく現して居る面相もよく、體の釣合もよく整つて居り衣文の彫り方等も

流暢で あつて而も其の内に多少過剰の處がある」と語つた之が濟んで一行は庫裏に行つて同寺の縁起や寶藏左眼の舎利やなんかを觀せて貰つたが此縁起と云の

られたものなのに近世瓦を上げるに越後ではかう迄整つて居るのは尚ほ候補となるべきものであらう、殊に釣合はよく取れて居る、たゞ惜いことには元來鱗茸の積りで建されたもので今から數へれば五百八十年程になる、後文晁が其の弟子蓮と共にその原本を飾々其の一部分宛を分擔して書寫した上それを同寺に寄附したもので、今は原本がなくなつて此の寫しがあるばかりである、之れは大變美事のものであつたが

文晁が そういふことをやつたのは面白いと博士は語つてゐた、夫から金銅の幡と華鬘があつたが、前者は大永三年のもの二枚後者は天文七年大永四年、大永六年のもの各一枚宛、尚年號の記してないものが一枚と合せて四枚あり、其の頃の工藝の代表として類の少いものであるさうだ、斯く觀終りて一行は中食の饗應をうけ、汽車に間に合はすべく大急ぎで歸つた博士は新發田に下車して知己を訪ひ午後六時新津發の列車で神戸に向け本縁を去つた、因に此の二十七日からは同寺例年の縁日があつて大變賑賑を極めるといふ

乙村の乙寶寺と郷里に於ける菩提寺で年中時代より実に七詣ふことゝなるが、その頃き鎌倉の能力も無く且つ仏像のことゝきもよく七見ることゝ処、折りもあれば逝るん兎もすると美術家ゝ貴下の郷里の乙寶寺の建築きどう仏像ゝどうとゝふことき問を発せられ、廿都度参ゝ彫し、折りも有るべく行き見んと思ひ立ちて、帰省の節はいつも接客を拒ふして廿の釣を得すゝ為り居りしが、今朝着の新聞紙を見て初めて知りたる関係士の祝案況載せあり、尤も収録者則ち也

八月廿四日記

○報知社が新築祝ふに大隈家所花の維新後傑書簡を複製し、縁故者と願ふとすることゝ付余に需むるを解説を為て呉れ簡潔べの所感を書いてくれよと頼まれ、同じ拙なることを五月北海道に話し二十数日連載したことも有るが、今度の改面を喪し、報知社賞と二日後を続けて掲げ、其業記を録して拙び、其すとなるを全部とき、こゝく行ふるを祝してある

かゝ、更に高説を筆録し、こんを漸く出来たので報知社へ送つて、こんを十冊ほど印刷され、書簡の巻に添へて頒布さるべき筈である

八月廿四日

○無年定期に警察の巡査が各戸の大掃除を十数日前自分の家并に附近を回て来たが各戸にて街路くさらけ出して塵埃のいつもよりも甚だ多いのは一般つを喫しとて、早稲田の繁華町通小学校と通行も出来ぬ位、塵埃の半分は紙屑の類にて、実に呆れて其の塵埃の中に用のなきものや、炭俵米俵の類ばかりなるボール箱の不用のものや、炭俵米俵の類も多く交つてゐる、なぜ塵埃の量をうまく減へんといふと、近頃は紙屑買も引合はぬとて一向に来ぬ故、空俵は燃料として木片屑等を、風呂屋び表こんびに引取つたりとのことあるのは実に止むを得ぬ引取ることを欲しうない必ず人

を役する賃銭を与へうこと、なくして後前に述べたる如く吐出すべき金を出さうとのことなれば止むなくも停滞の塵埃を強ひて譯にあつて、宜敷出さまじいことあつて、大門戸を張る家まで比較的多く塵埃を出さぬ譯を、風呂屋の方へ廻ろうとおのづから家内の活かある為めである、自分の家でも釜地の上に大きなヘツツイを築きそこに釜をこうけて朝夕湯を沸かすの故にあること、普通家でも紙屑ひも古雑誌でもぬきに焼いて仕舞ふ故に停滞の無いふ所をもつて大抵ガスを用ひて竈も漸やく廃つてみることこと、焚くことにしてもうあまり、こうとして

小石で大きなゴミを吐き出す。掃き仕末ひまる従前
は大抵其日の夕刻住まひの吐出しにゴミと敬を
あて片付けさせたものだが、そんなものを全部を存
付けるまで三四日もうつ捨ひまる大掃ひをゴミ
を辻くで焚くを例とし、てみるといふ事
京でも或る地区まで運搬するのといふ
[illegible]信仰の事柔容易ひまる世相の変化は大
掃除に付ても見ることとなる未だといふべきひ
ある

日上記

○明和と云ふ太平の酔ふてみた天地に言おる僧侶
う出た、それは日蓮宗の僧で日康といふて、北僧は大
和の郡山妙善寺の住職で祖師の四個格言を祖

述し、それに折伏主義を四宣傳した、乃ち明和三年
北僧は五十歳の時であつた、斯る主義を幕府の
忌む所であつたから、本山は之れを不穏とし、京都を
[illegible]退院を命じた、日康は之れを不穏とし、京都を
[illegible]出き本山の学頭を辞へんとしたが、
[illegible]絶に出会ふて、そこで寺社奉行石川土佐守に
訴状を提起したが受理さんとうとして、最後
の手段として江戸へ出き土改美濃寺を訴へた
土改は本山の学頭日庚と対決を命じた、対決の
結果日康は日庚等を説伏したけれども、土改は
本山に左袒して追院を可とした、日康は屈せず
争ふたが終に狀に下された、其の狀は針

の上に坐せしめる時殿堂の風さえもあつかりしとぞ
又日蓮を北の峻嶺の奇岩に過ぎざる数ヶ月
居たりし、神龍自然として日々こんこんと湧くこと
十日を経て終に稀有さえ、且つ所主の法つを
今後自由に弘通してよろしいと法華経
日蓮を土牢に投ぜ京都に赴きし本山の門前に四個
格言を叫んで凱歌を奏し、再来成吉れ折伏主
義を宣揚し帰依するものが頻りに多くなりたるの
北條あり弘四年十月五十歳九歳で寂し、著書
修行要路抄とそのあるの
○落合の別荘此年九月ら住ませる所寺院を
寄しとあるを今庫小一を住ませるつもりあ三

前にも強風を本堂に引
寄りとして祝状を書しる和歌一首
を授す

人ひとり又やふを出て、乱花空を
いりすひ、ようあきのうせぬる

今庫2此年にも病患あり為め高橋の
地に引移る是要あり、且つ病気の
入も減じとなるまで、そんを補のうとて、動を
引移らせる也

八月廿三日記

○椿山自刎と所二顆拾う金の寄宮
をとるものあり、後鎌倉椿山のお風ちり、千

文七桂氏の晩年に、初めて北人の刻を見ることとして判しうるものを五枚、印幡左の如し

毎田略河の義什といふ

獨自所藏

成田氏藏

○一番の型にとじこめる外出でざるうらみ

近刊の国民の日本史を読んでみて、面白いと思ふのは、その実に接着して、そんな資料年間の幕府が薩摩の命令を折うんとなる改

庫の三大川の流れをなすもの、北の方例を著れるものもあるが、詳細ういまむまだ研究するところに、近来、チラホラ此方を研究した結論を載せたものあることは少へに於て、そんなまぐるしくなること、北の歴史、収めて有るのを極めて大略ひあるが、大体の要を得てある

幕府薩摩の命令を恐んで其勢力を殺ぐとの目的のもとに寛永三年十二月、島津家に新しき木曽、長良、揖斐三大川の流れを分ける金しに、そんな薩摩と雨うて、一番の死流に関する大きな問題なりしに、北三大川の洪水を、毎年空まうを起ることに、そんなあるを決定ハ著

れ、生民ハ始終窮之ニ悩まされたるなり、そして三大川ハ
尾張藩の三州を貫流して舞鶴、川の東に西し
て居る尾州領ハ被害の甚だしかりしなり、
伊勢や美濃側も堤防ありて、忽ち
親藩の威力を以て干渉して来るなり、どうする
ことも出来ずうつたえ、然るに変暦的に入つて
こは、三大川の洪水が殊に家康のくるめ
博害を沿岸の生民に及ぼすこと
かうして三大川の流水を分せらんることは
やうて一藩の財政を枯渇せしめつつ
藩庫を七分を費やして、藩庫の土木工事伊
勢湾七箇所を費用を見積らせたるも、三十万

あを要するものあるうとなり、既に美濃
の臣禁を要するの上、美濃を藩庫のうち、三分を
七離れたるを、八分を不安酒の地ひあるから、
為に不便を免れない、そんび藩庫を一時幕
金を拾給しようとしたが、未だ倒幕の時機
未だ熟せず幕府を衰へて居ることを察し、別段
地雑役を引受けることとなりたる、家老の平
田勘兵が自分から進んで雑役を引受けること
なり、
彼等が寛政四年二月、流水のなるべき変地
時を生ずる時ハ、別論決死の覚悟であへて
平田勘兵ハ一行九百人を従へて旅金に就て

が、金中大沒こと、寄うて、三十萬両の金策をしたと
一同う美俗と善のことひあつた決
死の前うまどんな雑海を恐れん、勅員も、実地
ミシ漢のやうな流弊の先哲や、伊勢桑名郡
新田地先の締切り及び洗堰に於て木曾の河
床が八尺も高くて、水の弱るものやうな早さで奔
湍の如く揖斐川義弘こも優い有様をみた時
八幡く花氏とうて、どうしてよいかとうろ
ついた程であつた
えるうの間も最初の秘密よりい迄う度
かつた、延長六萬三千百五尺、三四八郡
こ跨りて二十八里の長堤を築きあげて、急流を

喰止めるべくうろうろとし、勅員は新たな勇を鼓
して、部下たる人を四隊に八分して工事を始めた、大洪
水のあとで、勅員の仕切り優の供給が、極めて悪つう
しかつた、幕府の妨害のため三十里離れたとこ
ろから、工事用の材木を集中せねばならぬ不便も
加りて、一隊の努力を要したところ、勅員は
一同に向て、禁酒の命令をなすべきを令し
た

工事は大分捗りたが、夏の洪水のため全く無
さんたの形、寛暦五年九月再び工事を起して
江洋と称する大川の支流を突堤築
き、或る大木の石を載せて、船を沈めたりして、同

一扶をこと根義を〜儒学を行くうちに実学
次第の出来に殊に藩文の新学を学ぶに洞峰の実
堤う出来ばの一団吐意を漏らしに
かうして勘定奉行の努力もあって、寶暦五年三月
廿日、三大川の流れを堤出来ばが、その比
急潮二十年の間に九百人の印旛の人数千人の人
夫を要し十二番二百四十三本の木杭を要し三
十番毎の番用を風を支出して、別に巨
費を注き込んだ比勘定奉行を打破つた
事任が自分の為ることを痛感して寶暦
四月潔く自刃したのである。他の七十数名も亦
勘定奉行に責任をもつて自殺した其の

異常な壮烈さに、流石に幕府の当局を一時震
駭させた。
この出来事を支配の子家重の時代のことであ
る、赤穂の松浦侯の家臣の一部が大石内蔵
助あり、浅野武士の責任観念と其の壮烈
さる最後の赤穂義士として数あ高いと
称すべきものの、陽明学の影響を受けて、幕府
の法律の難点を突き、其の力を弱め
んと策した例を示したものである。北の一件
のことは殊に顕著なものである。
八月廿六日強雨降りしきる谷川大出水
をつくる折柄北沢の

○明四面文字所の元時重印譜中の印
鈐二三を取り、改文比須保風の捲りの印
を捨し、之れを領つの計畫をなせ、多少
の変化あるも、元時重印譜のを仮
つて得る印の利用活也、

（腰金捲縮圖形）

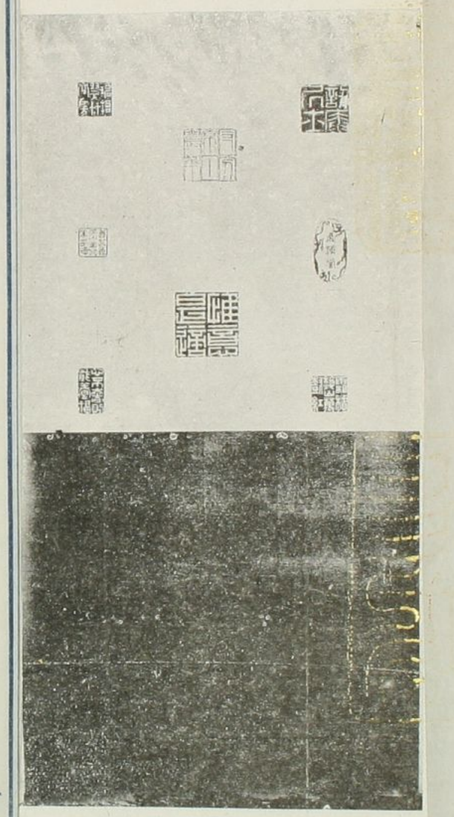

捲子の用事印は大印の文字ぶ
余は特に汪氏の私印の文を立用す

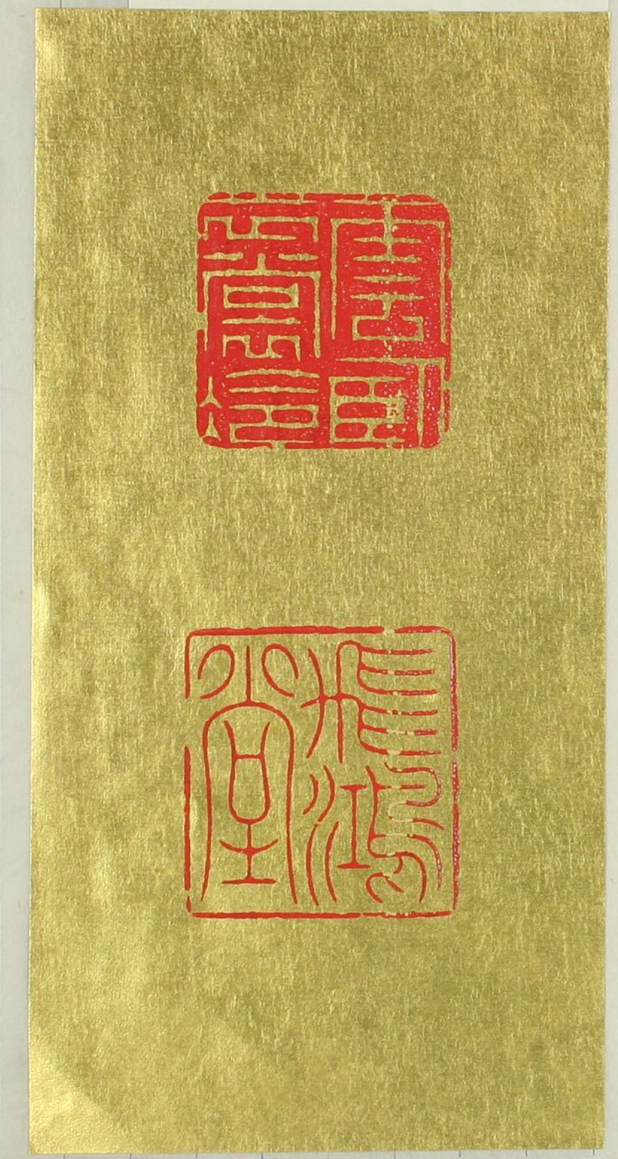

珍印譜に摸させ、これを小物庵の架中

するものとなる、又利用の一

法也、摸印すること一部祝庵私印譜

八鑑賞に供する也

○八月廿七日 散業 琳瑞園を始めて一二の図を
繕ふ其目左の如し

金光和尚集 三冊

本尊を奉安する大本にて三冊の内一冊
を考ふる所也 所謂三奏本と称する
ものにて後京極良経公の自筆と
伝へるもの 天保四年三月かな釈
主直元の指示に上りたるものにて内五
幅軸数の如し

真言宗相応図解 一冊

真言の祖師を解説したるもの
挿図あり 天保元年 金剛峯寺 真

別本の表紙の出版こうを密門
の撰著也

孫氏兵法注 一冊

天保年間 江戸東山平君徴の注する本
山内香雪の花記あり

清巒使表墓銘 一帖

新出土の碑也 巻尾に曹魏超洵の
識語あり 也と一面相にて雲頭の色
こと云へるものにて根據なく
く土中にあり 以て
るる書なり

顔肩元叢

寺門静軒 京都名勝を紹介するの好を
刊す七冊なれども活間多くあるを如何
今の賜ものとなる一也あり長崎のうち刊行の書
舶図諸也こんな各国の船舶を畫し畫下に注
しとなるもの彩色を施すと異説異論多
と異なり、枚数十枚ばかりのものなり、帖に張
りつけあるも、もとは一枚づつばらばらなり
錦絵のごとく紙色と入れかはるもの、帖の和漢と
張りたる紙色の如くなるもの、此もの之きい
絶版の書を今ひらかるもの、幻有の絵版
うとしふる一ケ本と日本と異外国との間の里程
を注したる本、抹殺しあるべくこん長譚と解しがたし

所なるべし、候五十四といふ、
○昨歳後寺門静軒の紀廣見聞録を後
出、此也静軒京都府内遍歴の名勝
を叙したる一種の作枝也、各詩と名勝の故事
を附す、其叙述流石と静軒一流の筆法を
絶味あり、ここに抜すべ、例へば大徳寺の詩
大閤記の一節を録するの如きこんも、左こ之の
を抄す

靜軒北の燒亭詩の一節を挙げ来る漢
詩時の新流詩と云へき歟
○今朝の朝日之左の諷刺畫を載す佛と猫
との爭を餌料すると冷嘲しとるものこと猫と
佛を化と傍を日の拂と影し、今と捨鉢の

◇佛蘭西側の言分（賠償問題に就いての漫畫）

獨逸「俺はこれから會議に行つて來るんだから、そつちの一番傷んだヅボンを持つて來て呉れ」（これは先週の獨逸側の渉髦に對して、佛蘭西側の新聞に掲たものです）

[illegible]英
[illegible]こと
[illegible]、獨乙ニ
ルミを與へ[illegible]
獨を終ニ亡滅
[illegible]改
[illegible]の田後もつづ
[illegible]
[illegible]の英[illegible]
[illegible]後和方策
[illegible]
佛の納[illegible]

[illegible]折角の[illegible]
〝佛を罵り「サーベル」[illegible]
[illegible]佛り投火を[illegible]
[illegible]
[illegible]

時猶佛眼の慈の慈悲の慈悲の慈悲

[illegible]

[illegible]

或夜四更ばかりなるに、病ひやゝひまありければ、厠に行んと思ひて、ふらめき起たり。厠は奥の間のくれ椽をめくりて、いぬゐの隅にあり。燈火も消えていたう暗きに、へたてのふすま押明て、まづ右りの足を一歩さし入ければ、何やあらん、むくゝゝと毛のおひたるものをふみ當たりおとろゝゝしければ、やがて足をひきそはめて、うかゞひゐたりけるに、物の音もせず、あやしくおとろしけれど、胸うち心定めて、此たびは左りの足をもて、こゝなんと思ひてはたと蹴たり。されど露さはるものなし。いよゝ心得ず、身のけ立ちければ、わなゝくゝゝ庫裡なる方へ立越え、法師しもべなどの、いたく寝こちたるを打おとろかして、かくゝゝと語れは、皆起出つ。ともし火あまた照らして、奥の間に行きて見るに、ふすませうじは常の如く戸さしありて、のかるべきひまなく、固よりあやしきもの影たに見えず。皆云ふわどの病ひに驚かされて、まさなくそゝろごといふなめりと、怒り腹立ちつゝ皆ふしたり。中ゝゝにあらぬことゝひ出けるよとおもなくて、我もふしどにいたりぬ。やかて眠らんとする頃、胸の上ばんしやくをのせたらんやうに覺えて、たゞうめにうめきける。其聲のもれ聞えけるにや、住僧竹溪師ぞおはして、あなあさましこは何そとたすけおこしたり。やゝ人心地つきて、かくとかたりけれは、さることこそあなれ。かの狸沙彌が所爲なりとて、妻戸おし開き見るに、夜しらゝゝと明けて、あからさまに見認めけるに、椽より簀の子のしたにつゝきて、梅の

花のうちちりたるやうに跡付たり。さてそ先きにそゝろこと云たりとて、罵りたるものとも、さなんありけりとて、あさみあへり。竹溪師はあはやと急き起出たまひけるにや、帶も結びあへす、衣うち披きつゝ、ふくらかなる睾丸の米嚢の如きに、白き毛種々とおひふさり、まめやかものはありとも見えず。若きより痒がりのやまひありとて、たゝ睾丸を引のばしつゝ、ひねりかきておはす。其有様はいとあやしく、かの朱鶴長老の聖經にうみたるにやと、いとど恐しく心置かれければ、竹溪師うちわらひて、

秋ふるや楠八疊の金閣寺　竹溪

○吳淩の竹洞の性癖を其の止未さん此画冊に酬答の詩文ひ略々紀さる因に珠と玩弄の癖うあること也を御覧ん為也

セねむ

夫畫之心者也氣趣不高則其畫鄙俗、故畫家之法氣韻生動是其首焉、其次骨法用筆是也、其次應物象形是也、其次隨類賦彩是也、其次經營位置是也、其次傳移模寫是也、若夫人物屋宇花卉圖數十頁、因已其有以代閑書、清人頁之而歸、又有思教不勝志、こゝ於ゝ、則又向其方引領望眺、即天涯而言見之思而不止、則躍如而起、或寢出裏海、或侵多霞、又酒也必醉、こ則操土風而起舞、手之上下、足の所進、こ教こ似作剌松點、又如亂柴

般、於是世人或比之顧陶頸、或比之襄陽、世人皆曰不然乎、投北胡餘裝而歸之則可矣、之輩孰可與共識

癸酉歲十一月朔　勝安房

柳湾の絵を云く

吳竹の絵父子唐絵の雨情石数幅而帰国歟始終　柳湾

慢と閑雅　三百里、登高望遠　興趣乱元

国交書簡諸方、却是　探奇投筆　寒巷

候門嶋山嶺、香国移　楊斎哈十今着

雨帰装　重、山僕郎　石来

十二

上巻北州紀行を終す時州の色なるを好す而して此の書冊手頃すると云々すると及ぶ

故とここに録す、吳雪橋墨戯あり体裁北の書冊と似たり、似たるもの也

九月廿日記

○此の巻に石と彼用しあるは園扇を古風の形なるを下部物語と濤なるうち、十本掃を各扇に牛の図を国芳と描き一貫して和紙あり、下図に十牛の図を国芳と描き、一貫して大徳寺の僧と和尚と杉重あるこ書も也

野も一種の風味あり、こんを大徳寺の作

しを得たる年号あいだとうゝ（東京の図書館）
蔵しみる所、図書の一隅に長方形の大
徳寺の印記あり、茶人の珍重するものゝ
金の四角に前京都帝国図書館
乗して共和館を收録す　九月百

尋牛　一

いつの世にはひ出うけん我うし仮
居てをいつる法のたくひ

見跡　二

いくとしひて居て山中に

牛のひつめのあとを見てのち

見牛　三

其のかたちうけうれて
其の御のちひくこうてうけて

得牛　四

空毋すれども山伏ひの
つゝはうの野まるもの

牧牛　五

迷鬼の尚をすゝめ本をこゝろ
うしもろとものこゝろをあるこゝろ

[illegible]牛仲家六
[illegible]なるまし[illegible]数のうゑるさまは
うしの[illegible]ぎをへらす

忘牛存人七

美の[illegible]うしに[illegible]もちもうちたも
月雪花のうちもとねん

人牛俱忘八

秋うちの方は[illegible]をうつ
よくうのかくる[illegible]
五本[illegible]浮九

[illegible]
池[illegible]おとる[illegible]

入廛垂手十

杖をとまひさと[illegible]
[illegible]

仏道の十牛図第[illegible]と[illegible]
興味を感ぜん、[illegible]人牛俱忘」の一扁を
用用とし他を定用とする

○日本婦人の服装を必ずすべきやう恰未の問題
である、婦人も漸く男子と解放されて、男子と
共に社会に活動することとなる未来に於て服装

の変化も自然に起るべきなれども、東洋風こいろく流行するもの故なり、流行とは美と心得る時代もあつたルを重げに肩をいからせ、今方は婦人が今を流れと笑ふも止むなし、今方は婦人服の流行と就て又変を欲する

一　流行を新奇絶倫と称し、奇抜を貴ぶ

て変を欲するなり

す

一　ちんべい種の反動、此の反動を縦横こもちの流行、つまる也

一　又動を新を出ふるを言とするも

平其の新奇なるものを多くの場合に

古くさきを呼び返すなり、乃ち反動

を時代の振るゝ所を知るべし

一　何人ぞ或る場合に何等の工風を

なすべきこの人を刺激する人之のを

模倣す、これ流行こ端緒也

一　ちんべい流行を模倣也、即ち或る

場合に於て雷同也

一　然るに多くは人おもちゝと趣味

上賛同する場合を雷同もあるさ

んど、流行の結果ひ人う所やること云

なり一概に云ふなる趣きを雷同也、大

流行はいなく雷同の結果也

一　何人も皆同じ海行を神の同型と
考へたるこの事凡そ
又一度動機を得ぬ

一　武勇と就て海行の淵源を考へる
る国々の婦人の模範を示す武優の
女の模範を示すこと、日本も武優
う多くの場合女源を考へる、而して義
波も亦女の源を為す、其時代の立
傳も亦一源なり
いくら新事を修へ学べて
あるしるの、若くハそれをモデルアイ

一　とかの（絶滅を云ふ）
事ハ一切海行して腐つたものを時
を経て復活すること
て大昔あるべきなり
日本を習慣として日本国の風俗
り、武勇も別産と考へさせる得ぬ、
乃ち八島本の性質と記述
まる婦人の天地ひろく拡充
いて見さんば
貴ひも無理を与へ、色も亦遠見の
利くものを撰ぶ必要もあるべけ
ある、

一　捨て日本の音楽う抵抗四畳半よりあ
ひあるを四絃胡琴を天
地として天風とんしみを絶て流の
うたすまして甲州範囲の出入なる
きをこうと

一　西洋をとうこうと術数を出すこと
うは模倣あるを忘れ
とふけの集合ちとの出入することう
等のことあるを、日本とを絶を
異うをさるを得ぬ、一口に云へば素人の
利口ぶるものけんかをぬ

一　日本も漸や〜交通の関係〜重層の

始へと為る身体を震生して電車や汽
車や人車や自動車に乗りの出て来る様
今ここの事ここの事ここの事ここの事ここの事ここの事ここの事ここの事
十四の変化を来さるべきものの自
然の発ひある

一　室内操練の事や模様も漸や〜街路を
アダプトする様一種の流行を記らさるを
得ぬ

一　丸髷一辮とハデなる流行なれ花笠
りの流行し刺激性の色の素ハ
れ動もすると田舎娘もハデを争ひ
田やら娘やら判し白ぬることきの

あるを行きの屋敷にあるが、一つを家に
標準の為にして衛路標準とするに為め
るを信ずるあるべし

一

近年之禄高の模様、うるものの義に
対して言ふ用ひらるる様なるべし来る
とハ必竟流手を拡げること来れ海
行するものなり

一

衛路標準と云ふ心動る及動
生する云ふ云ふ無関矢鱈に釣り合ひ
名や換校を深めるこの年輩なるも
ハず頭髪や身体の肥度も折り合
ハぬ事とする事も構ひなしとする

のを偶に行人の笑を誘ふまでに婦人の
恥辱である

一

何と云ふても洒落の両人に服装等を
矢張り義務的なるもの、彼等を表
面異にするが、夫人婦人らも地味
にある、此方の妻人婦人の行きさきに
なることを申す迄もなく、
なるべ
なる今この場に服装の洒落を図る
ある困難の時である、頭髪の
洋風で暗下にスカートを穿
つを便利とする者もあるが、ものなこ
トを為れば、なる風もある、ものも

混沌時代である

一　いくら個性を尊んでも世の中とうつりかわる
とともにおのづから風を変ずるものが、
が、和魂洋才、えどさ
慶応以後流行した

一　日本婦人の風俗もたく研究され、日本の風
土、日本人の体格に適する様式風
ものであるこゝに洋風と折衷した其
の長所を採用して陸奥
仕方を異にする、
一　何んとなく日本婦人の頭髪美を基
こゝに考へる一つである。

すべてもの之曲線的である、赤毛やちゝん
髪ちゝは束髪にするものよりの方、折角
のよい髪を隠ちゝ洋風にすること
は惜しむべきである

一　前に身体美を暗示する服装や装
飾を可とすると云ふ頭髪も同
様美の一つである、それを束髪
する結ひ方である丸髷を可とする
は論ずるまでもなく自分の年
前髪のウロの手
もを以て埋める風のあることを
感ずる

一　日本の服装の中心既に帯にありと云へべきにあらず、その幅うすくして為めに衛生上云々の弊もあれど、西洋婦人も幅を狭くして一長緊結する機械を用ゐるべきなり。此の帯が全体を引き上げたる結果として腹部をとうてあるゝ、うんこうとなる気も賛成も強く使用するのみにて、元服の帯をや換装と消子を使つて全体の調和の中極をこゝうあるのに、当帯あるこう所の附属物のハチンのようなものもあつてこれのうえ元々さんに装飾

ひとある

一　支那人の服装も西洋人のようと似て上着と同様で襦袴と西洋の男子のようあり脚はえんく別れはいつぽんで西洋婦人の襦袴のようにひろい、いくら見慣のする習慣の感うある、但し別る服装も美服の尺う紐属のひとある、日本の如き帯ようと全く不必要である上、うるさくて紐属ようとおもう、保しく紐属論と時代別論ようとあるうる服装美論あのつくるる若し内體を隠ようもする服装をす

とすと云つて支那の婦人は腰の袴の如きものこれを穿いものこうも印象ぶ、日本人は美を誇りとする西洋婦人すら、男子と別つて婦人は暗示を没却するの袴を着けてみる東洋婦人の如き多分なる肉體を暗示せしむる衣服を穿つものであるとの説、北喜味を於ても日本婦人の在来の服裝を一概に死とすることハ出来ぬ、

一　日本の服の式ひも簡純なるつまり手の部分・脚の部まであらわれる、胸部もまた襟の間ならあらわれ、頸部もいくぶん

あらわれ、脚部も風の翻くことあり肌のあらわれる、日本ひとは知らずしらずこれを美として見る、これらの肉体の一端を云へる、浴世絵ちとうの色彩はどうくて、股のあらわれとうまひ白肌のあらわれしに風俗のある、猥褻の致のあるけれども、自然なる白肌のあらわれるもの一種の美ひある、西洋婦人もこれを真似し、皮膚の或る部分の隠見する工夫を行はんとするものを見ても、思ひ半ばいすまるもあらう

一　日本風婦人の正装の後ろ姿と白と

を重ねて紋服を着する、黒の服をも
襟に模様のあるのが通例で、これを伝へて
単衣を被るところの婦人のある、殊に婦
人は金襴のおび若しくは重の帯をしめるの
もよく調和してある。

一 袂襟をぬぎ足の短いことの外
胸部を僅に覆ひあらはすものがおこれ
の装飾をも大切な役目をつとめて
ゐる、帯を次びこんこの日本婦人の服装
の要部であるゝ、ジミづくめの服装
を流行を生ずるも此の袂襟の働
きである

一 追て世の中が民衆本位となり個性を重んず
ることゝなること就ても、服装の傾向も簡易
を尊び行動軽快なる行動に便ずるものの
を採ることとなるべきならう、個性尊重
と云ふことなること本来も銘と強手な
風をすることなるべけれども実際に
於てそうもあるまい、矢張り流行と支
配を受け易いものゝ、近年和装の夫
人は袖口を「レース」を「スカート」をつけ、腰巻の代り
にしてゐる、此等は洋風の折衷を強
ち和装に調和するいひもするに、流行も

らずしも和とすべきひとつの要を和を
略するに、元服式のうち海行を始めとする他の和
うえんぼと和和せざるんば、プチ毀いしうるる
別にして洋風を取り入れる場合えとう
である、

一　今のごときに服飾の混淆する時代を指
いえば、ちょうど混淆に位するものという、混淆
ちょうど共同とは知らるるいしうるべ
和洋折衷や和洋併用も和さえ
まんいえばもちろんのこと、常人の年寄
や共相顔とうう、和洋併用のものを
変するものもある、[illegible]いくら丸髷の

よりいうとうあるも先導の強く小形の丸
髷を載せうるとき美ひとつのちんや
赤毛のごとき例令年の長きを束髪
の方のようとうとうの如き取捨を
なべきあるべし

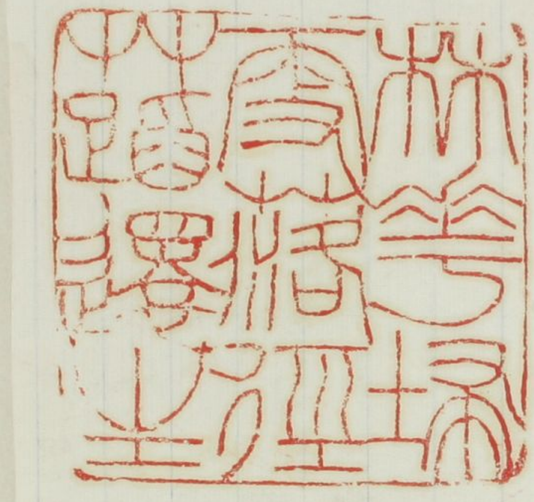

○嘉祥の當正平、物年前拓写の物産業
山聖の二印を刻し来る、大体高さ五寸正平
以来ようやく上達せるのべし、大印二顆
印印、平和協賛会と生涯のものも印
長保年中収む、

九月二日

山田正平篆　九月二〇刻成

石印

文云小璽

石印

○早大の紀念事業として公衆募集の記念帖を初めとして自分の立案した謝恩寄附制度は、既に三年前から五色の色刷をする為に、二円三円五円十円の四種とし、意匠を右に掲ぐる二枚とし、彩色文字を金銀で入れ、コンナものを造ハセる筈、コンナものを為すとして後で、ボンヤリ似たものゝ、ドウ共出来ずに大義者や発起者の祝詞を頂くことゝなる、同謝恩の背面の寿廊と云ふ山を拵へたのである

大學部學生
業績顯著者金賞
學大田早
北文
堂學
入傳
竹葉

開
拾圓
早稲田大學

伊勢貞丈先生一家墳墓保存趣旨書

伊勢貞丈先生累代ノ墳墓ハ芝區西久保八幡町大養寺ノ塋域ニ在ルコトハ世人ノ夙ニ熟知セラルヽ所タリ然ルニ先生ノ後嗣ハ不幸絶滅ニ歸シ其墳墓ノ如キモ殆ンド無縁ニ屬シ維新後ニ至リ同寺院境域モ市區改正ノ爲メ寺域ノ中央ニ道路ヲ設ケラルヽニ及ビ舊來ノ墳墓ハ南方ノ空地ニ改葬セラレ（此際先生ノ墳墓モ又其厄ニ遭ヒタリ）無縁ニ屬スル數百ノ墳墓ハ悉ク廢滅ニ歸スルニ至レリ其後明治二十三年ニ至リ再ビ改葬ノ擧アリ今ヤ又同寺域内ニ殘存セル墳墓ハ全部之ヲ世田ケ谷ノ新域ニ移轉セラルヽノ運ビニ及ベリ然シテ先生ノ後嗣ハ前述ノ如ク不幸絶滅セラレタルヲ以テ今回ノ移轉改葬ニ就テモ寺院經濟ノ關係上僅カニ先生一個ノ墓碑ヲ保存シ得ルニ過ギザルノ不幸ヲ見ルニ至ラントス　不肖興功平素掃墓ノ癖アリ殊ニ斯學ニ於テ聊カ先生ニ私淑セルノ故ヲ以テ之ヲ默視スルニ忍ビズ茲ニ自ラ揣ラス卒先シテ大方君子ノ賛襄ヲ仰ギ若干ノ喜捨ヲ勞シ以テ先生一家ノ墳墓ヲシテ永遠ニ其舊體ヲ保存シ以テ其遺靈ヲ安ンセント欲ス大方ノ君子幸ニ微衷ノ存スル所ヲ垂察シ賛襄ノ榮ラ賜ハランコトヲ希望ノ至ニ堪ヘサル也

大正十年十一月　日

水戸後學　栗田興功

賛助芳名

常眞居士　今泉雄作殿
法學博士　高田早苗殿
　　市島謙吉殿
文學博士　萩野由之殿
　　小堀鞆音殿
日本禮節學會長　石井泰次郎殿
名教中學校長　龜谷聖馨殿
子爵　山口弘達殿

貞丈先生略歴

先生姓ハ平、伊勢氏、名貞丈、安齊ト號ス、通稱ヲ平藏ト云フ、幕府ノ世臣ニシテ家世々千石ヲ領ス、父ヲ貞益ト云フ、貞益歿シ兄貞陣其封ヲ襲ク、幾クモナク夭死ス、依テ封地ヲ返還ス、幕府特ニ舊領ノ内三百石ヲ先生ニ賜ヒ家ヲ繼カシム、先生幼ヨリ有識故實ヲ好ミ、博覽宏通、中世以降ノ記録ニ於テ研鑽セサルナク、制度典章器械服飾ニ至ルマテ考證精密ニシテ前後未ダ嘗テ有ラザル所ナリ、著述ノ書概ネ寫本ヲ以テ行ハルヽト雖モ、人々之ヲ珍重シテ其惠ニ據ラザルモノナシ、画技ノ如キモ土佐狩野両派ヲ修メ、筆法優ニ作家ノ壘ヲ摩セリ、天明四年六月五日ヲ以テ歿ス、年七十歳、芝西久保八幡町大養寺壹域ニ葬ル。

保存事項

一同寺新壹域ニ一區劃ヲ設ケ先生一家ノ遺骨全部ヲ移シ舊幢ニ依リ永久ニ之ヲ保存スル事、
一記念碑ヲ建設シテ事蹟ヲ後世ニ傳フル事、
一永遠保存ニ就テハ若干永代保存金ヲ祠堂金ヲ納付シ置ク事

墳墓碑ハ左之如シ

一寶照院殿榮譽長閑居士　元禄二年十一月七日　伊勢長閑
一善昌院殿白譽慧林長和居士　寶永二年四月十二日　伊勢兵庫
一諦運院殿宣譽到説長榮居士　寶永七年三月廿三日　伊勢氏平貞永
一隆昌院殿林譽稠山光榮居士　享保十八年十一月十二日　伊勢政之亟寶父兵庫
一智性院殿法譽惠光大姉　明和四年五月朔日　伊勢平藏貞丈之女
一圓德院殿長譽一道清閑居士　天明四年六月五日　伊勢平藏貞丈
一高顯院殿哲譽勇山居士　天明七年三月廿六日　伊勢百助平貞暢
一香蓮院殿薫譽凉心大姉　寛政四年二月二日　伊勢万助平貞春妻
一清運院殿節譽淨貞大姉　寛政五年八月六日　伊勢平藏貞丈妻
一寥廓院殿雲譽心岳大仙居士　文化九年十二月廿四日　伊勢万助平貞春
一安養院殿光譽徹照妙圓大姉　弘化四年四月十四日　伊勢斧太郎貞友妻

大養寺承諾書寫

承諾書

今回當山墓地移轉ニ付貴殿ニ於テ伊勢家墳墓永世保存相成度趣ヲ以テ御主唱計畫ノ儀ニ付テハ爾カ故障無之候間爲後日承諾書差出申候也

追テ右改葬ニ關スル一切ノ事項ハ御協議ノ上取極可申候事

大正十年十一月十七日

大養寺住職　酒井生善　印

栗田興功殿

改葬及保存ニ關スル費用豫算

一金百八拾圓　舊墳墓發掘及運搬改葬諸費
一金百八拾圓　新墓地六坪地代但一坪三拾圓
一金五百貳拾圓　墓地圍積石五枚重大谷石間口一丈五尺奥行一丈
一金參拾五圓　鐵扉一組代
一金貳拾五圓　門前標石　幅一尺五寸長三尺台石共
一金貳拾八圓　右彫刻料石工手間共
一金貳百貳拾圓　記念碑　幅三尺長六尺石工手間共
一金七拾五圓　彫刻料（文字一寸角三百字見積）
一金五百圓　永代祠堂金
一金貳百圓　寄附芳名貳百人彫刻料（一名壹圓）
一金貳百五拾圓　諸雜費
合計金貳千貳百拾參圓也

天保年間頃より伊勢国丸山藩の藩儒
、横墓山敬斎氏之れを修めんとせしの
業あり今尚未だ成る、即ち大変ここに
収まる印刷物のごとし　九月三日

○ちかい林氏と共に一人を数集例の編纂関
を修めて国史を潤す

耶蘇集　西洋　二冊

を獲たり、これを古今名家の短冊を五くらべて
刻したるものにして、文政七年一冊を刻し、弘化四年
後篇を出したるも、世に流行せざりしが、好事家之れを得
て仮冊に流行の形、好事家之れを得

人と好事家とに得たるもの、別に二冊物を
珍重し、出版を後宇多院に奏聞せ
ばこれに異り、後篇を後醍醐帝之叡慮
如何、向井氏東に異る、各冊八十枚を収
む、皆浦井有国の古義のものを模刻したる
を以て詳らかに古書よりの意の所
あり又宇多院に二條家の短冊を収むも
こんこうの和歌を短冊に認めたる異 祝文
りとこうとの偽ひ、別に偽物を仮とする模刻を
模刻の比短冊ちらこの国歌を示さんとその
業なりと云ふ、也古書の鑑定をもとも参
考とす、六上代日本草紙と妻(雲)を也

徴するを得べし、日本法帖の四北帖閣く可らざるを覚ふ、

先頃印度屋後の舎に一冊を三十銭の價を附してあるを見かねて二冊搨

まで二十四日にもとめし　九月三日記

○　四十二　四人相図説　二

北亭保年刊　西川如見著述也

人相図長崎西川の作るとあるもの也家日

で甚有詳このもの也

とてもて上出来ものの西家日

神代の事故ちがひ亜流う家義改

こ外書容顔図書二冊あり、此も倣

倣て後に刊行せしもの歟也今稱

歟也也

中村惕斎　訓蒙図彙　六冊

此亭寛文の年号ある序を載

版式寛文と云ふ図書を生也

訓蒙図彙とてもてきたるもの

也之祖のごとし大本にして図書

も随て大也此も惜むべし前書入

本にもとめて時代他と大差なし之

も亦稀歟也

○前記眺望集と此の名短冊全部を浪華

の豪家平瀬方にもとめ花とを

以て家寶とす、此家と古鈔本源氏物語あり
前年源氏を一覽せ度書本と謂授とすること
と申すしう雜冊を未だ見ず、尚と出き
歸らしめを以て寶と福記す其他の淚
三巻繪揃とを拾ひて歸こ二冊百円を位す
と金八二十五円を以て購入仍て物語

十 11

以下全て

白　紙